

金属製の再生又は改造ドラムの性能試験及び安全性能に関する基準に係る細目基準

平成 4 年 7 月 1 日 制定

一部改正 平成 10 年 7 月 13 日

最終改正 令和 4 年 12 月 1 日

第 1 目的

この基準は、金属製の再生又は改造ドラムの性能試験及び安全性能に関する基準（以下「安全性能基準」という。）第 7 に基づき、金属製の再生又は改造ドラム（以下「再生ドラム等」という。）の試験確認を実施するにあたり必要な基準の細部事項について定めることを目的とする。

第 2 用語の意味

この基準で用いる用語の定義は、金属製の再生又は改造ドラムの試験確認に係る業務規程（令和 4 年 12 月 1 日危保規程第 14 号。以下「業務規程」という。）の例による。

第 3 性能試験基準

1 供試品の確認

供試品は、試験確認に係る申請の対象と同一のものであることを直尺、ミルシート、板厚計等により確認する。

2 落下試験

液体を収納する天板取外し式の再生ドラム等については、内圧と外圧が平衡に達する前に合否を判定する。

3 気密試験

(1) 加圧の方法は、再生ドラム等の内部に空気圧力を加えるほか、確実に漏れを発見できると認められる場合に限り、再生ドラム等の内部の空気を排除（負圧）する方法とすることができる。

(2) 圧力計を用いて判定する場合は、次による。

ア 圧力計

圧力計は、最小目盛が試験圧力の 5 % 以下であり、これを読み取ることができる精度のものであること。

イ 加圧の方法

圧力計を監視しながら加圧装置により空気を供試品に注入し、安全性能基準第 6、2 (3) に定める試験圧力以上まで加圧し、容器の膨張等による圧力変動が収まった後に試験圧力を設定する。

ウ 判定方法

10 分間の静置時間をおいたとき、圧力の降下が試験圧力の 5 % 以内の場合は、合格とする。

4 内圧試験

- (1) 供試品は、胴体溶接部等最も弱いと認められる部分が上面となるよう横置きにし、安全性能基準第 6、3(3)に定める試験圧力になるまで水を注入する。
- (2) 試験を行うために塞いだプラグ類のねじ部分から漏れがある場合は、ドラムのねじ部に欠陥のある場合を除き、増し締めを行うことができる。

5 積重ね試験

供試品の上部に加える荷重は、次式により算出するものとする。この場合において、 $(3 - h) / h$ の小数点第 1 位以下は、切り上げるものとする。

$$W = w \times \frac{3 - h}{h}$$

W ：供試品の上部に加える荷重

w ：容器 1 個当たりの内容物を含む重量 (N)

h ：供試品の高さ (m)

第 4 試験の経過措置等

- 1 再生ドラム（天板固着式のものに限る。）のうち、再生の前に業務規程第 9、1 に規定する表示、国連危険物輸送専門家委員会勧告に適合する旨の表示又は日本産業規格 Z 1601:1986「金属製ドラム（液体用）」に規定する表示がされていたものについては、収納する危険物の危険性が業務規程第 9、2(3)に定める表示の区分より高くない場合で、かつ、申請者が気密試験を全数行っている場合は、協会は、当分の間、安全性能基準第 6、1 及び 2 にそれぞれ規定する落下試験及び気密試験以外の試験を省略することができる。この場合、気密試験の試験圧力は、30kPa を超える値とする。ただし、巻締部を整形機等で再成形するとともに、0.41MPa を超える圧力で再成形された再生ドラムにあっては、申請者が 1 回につき 7 秒以上気密試験を全数行っている場合は、協会は、当分の間、安全性能基準第 6、2 に規定する気密試験以外の試験を省略することができる。
- 2 再生ドラム（天板取外し式のものに限る。）のうち、再生の前に業務規程第 9、1 に規定する表示又は国連危険物輸送専門家委員会勧告に適合する旨の表示がされていたものについては、収納する危険物の危険性が業務規程第 9、2(3)に定める表示の区分より高くない場合であって、本体及び天板を整形機等で再生を行い復元されたもので、申請者が次のいずれかの試験を行っている場合は、協会は、当分の間、安全性能基準第 6、2 に規定する気密試験以外の試験を省略することができる。ただし、この場合の気密試験の試験圧力は、30kPa を超える値とする。
 - (1) 全数について、1 回につき 7 秒以上行う気密試験
 - (2) 全数について、1 回につき胴板及び地板を 7 秒以上水没させる水没試験及び供試品（製造中のもの又は在庫の製品 1500 個以下ごとに 3 個）について行う気密試験

(3) (1)又は(2)と同等以上と認められる方法による試験

3 再生ドラム（天板取り外し式のものに限る。）のうち、再生の前に2本文中に規定する表示がされていなかったものについては、本体及び天板を整形機等で再生を行い復元されたもので、申請者が2に規定するいずれかの試験を行っている場合は、協会は、当分の間、安全性能基準第6、1及び2にそれぞれ規定する落下試験及び気密試験以外の試験を省略することができる。ただし、この場合の気密試験の試験圧力は30kPaを超える値とする。

附 則（平成4年7月1日制定）

この基準は、平成4年7月1日から実施する。

附 則（平成10年7月13日一部改正）

この基準は、平成11年10月1日から実施する。

附 則（令和4年12月1日一部改正）

この細目基準は、令和5年4月1日から実施する。